

「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正について

令和 4 年 6 月
航空局安全部
安全政策課

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 71 条の 3 第 1 項に規定する操縦技能審査員（特定操縦技能の審査を行うのに必要な経験、知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者をいう。）は、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「施行規則」という。）第 162 条の 12 の規定に基づき、操縦技能審査員の認定の取消しを受けたときやその認定が失効した場合等において、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、操縦技能審査員の証を国土交通大臣に返納しなければならないとされている。

当該返納手続きについては、これまで返納者が任意の返納方法で行われてきたところであるが、操縦技能審査員の証の返納に係る手続の明確化及び効率化を図るため、必要な改正を行う。

2. 改正の概要

「特定操縦技能審査実施要領」について、下記のとおり改正する。

- 操縦技能審査員の証の返納が必要な場合について規定
- 操縦技能審査員の証の返納時に提出する様式の新設
- 操縦技能審査員の証の返納先について規定

3. スケジュール（予定）

公布：令和 4 年 8 月

適用：令和 4 年 8 月